

第93回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 令和7年3月3日(月) 午後2時開会 午後3時19分閉会

2 場 所 大阪産業創造館 11階会議室

3 出席者

(1) 委員 西堀会長代理、上田委員、菅原委員、松尾委員、山根委員、四辻委員

(2) 事務局 経済戦略局：出井商業担当課長代理

4 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

① (仮称)ダイレックス矢田南店(東住吉区：新設)

② 住之江西加賀屋物販店舗(住之江区：新設)

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、設置者より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な意見等は次のとおり

① (仮称)ダイレックス矢田南店

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。

② 住之江西加賀屋物販店舗

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、

周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。

- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう努められたい。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図

資料3 委員名簿

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

(電 話) 06-6615-3784

(FAX) 06-6614-0190